

Chromebook 利用の手引き

《児童・生徒・保護者用 利用規定》

八潮市教育委員会

はじめに

八潮市では令和2年度に「八潮市 GIGA スクール構想」を作成し、児童生徒1人1台に学習用端末を配付しました。現在、市内では授業を始めとする様々な学習場面で GIGA 端末を活用した実践が広がっています。子どもたちがこれからの未来を豊かに生きていくには、情報活用能力を基盤に、自ら課題を見つけ、主体的に判断し、解決に向け粘り強く取り組む力が求められています。児童・生徒が自ら判断し、創造性を発揮して必要な時に適切な使い方で活用できるよう、学習の基盤となる情報活用能力の育成を図っていきたいと考えております。

1 目的

本手引きは GIGA 端末（以下 Chromebook）の利用に伴う、情報の漏洩、改ざん、破損及び紛失を防止し、学習用ツールとして効果的な活用を進めることを目的に定めるものです。

2 貸与する機器について

❖ Chromebook 及び充電ケーブル

※Chromebook 及び充電ケーブルは必要に応じて持ち帰ることができます。

❖ モバイルルーター（希望者）

※ご家庭にインターネット環境が整備されていないなどの場合、希望者にモバイルルーターを無償で貸し出します。但し、通信費用等は各家庭でのご負担となります。

3 使用する学習用コンテンツについて

本市が導入している主な学習用コンテンツは以下のとおりです。

❖ Google Workspace for Education（学習支援ツール）

❖ スクールタクト（学習支援ツール）

❖ ラインズ e ライブラリ（AI 型デジタルドリル）

❖ まなびポケット（ポータルサイト ※入り口となるサイト）

4 所有者・管理責任者

❖ Chromebook の所有者は、八潮市教育委員会です。

❖ Chromebook の管理責任者は、各校の校長です。

5 遵守事項① セキュリティ対策

❖ 学習用端末として利用するのは、八潮市教育委員会から貸与した Chromebook となります。貸出機器以外でのログインはしないでください。

❖ 転出又は卒業時には、速やかに管理責任者へ Chromebook 等を返却してください。

❖ いかなる場合も学校の許可なしに Chromebook に他の情報機器を接続しないでください。

- ❖貸出機器には不適切なサイトへのアクセスを制限するフィルタリングを設定しております。フィルタリング設定やパスワードを変更しないでください。

6 遵守事項② Chromebook 及び導入するソフトウェア等

- ❖Chromebook は、丁寧・適正な取扱いをお願いします。精密機器につき、乱暴な取扱いをすると故障等につながります。
- ❖Chromebook に管理用のシールが添付されているため、これを剥がしたり、これ以外に個人でシールを貼ったり、文字を書いたりしないでください。
- ❖Chromebook の設定を変更したり、ソフトウェアやハードウェアを改造したりしないでください。

7 遵守事項③ 個人 ID 等の管理及び Chromebook の他者への利用制限

- ❖児童・生徒は、個人 ID 及びパスワードについて適切に管理し、第三者へ洩れることが無いようにしてください。
- ❖Chromebook は、他者との貸し借りはせず、本人のみが使用してください。

8 注意事項

- ❖学習に関すること以外には、貸出機器を使用しないでください。
 - ❖情報を発信する際には、人権及び著作権、肖像権等に十分注意し基本的モラルに配慮してください。一例として、以下の行為は禁止されています。
 - ・個人が特定できる情報の公開
 - ・他人の顔写真などの無断公開
 - ・他人を誹謗中傷したり、他人に不快感を与えるような発言
 - ・学習する上でふさわしくないとされるサイトへの接続
 - ❖児童・生徒は、インターネット上でトラブルが発生したり、不審なメール等が届いたりした場合には、直ちに教師に連絡してください。
- ※教育委員会において貸出機器の通信記録や、Web アクセスの履歴を調査・確認することがあります。
- ※ご家庭での利用における、インターネット接続に係る通信費用等については、各家庭でご負担をお願いします。

9 故障・紛失等について

- ❖貸出機器について、故障、破損、紛失、盗難等の事由が生じた場合は、速やかに学校に申し出てください。適切な手続きをお願いすることがあります。また、故障と判断しても、勝手に修理しないようお願いします。
- ❖故意や過失による破損等により貸出機器が正常に使用できる状態で返却されなかった場合や紛失した場合は、費用等を負担していただくことがあります。

10 授業以外の使用について

- ❖持ち帰った端末は原則家庭でのみ使用してください（学童、教育相談所・すてっぷ教室を除く）。
- ❖やむを得ず端末を持ち歩く際は、適切な場所で使用するとともに、目を離さず常に手元に置いておくなど、破損、紛失、盗難に気を付けて管理してください。
- ❖学校外へ持ち出す前、持ち歩く前には必ずシャットダウンしてください。

II 教育データの利用目的について

- ❖ Chromebookの使用にあたり、児童・生徒専用のアカウントを発行します。アカウントの発行には、「学校名・学年・児童（生徒）の氏名」を登録します。
- ❖ 学習活動に伴い、インターネットのクラウド上に児童・生徒の学習履歴、成果物、検索・閲覧履歴、各種アンケート結果、等の個人情報が収集・保存されます。
- ❖ 収集・保存された内容は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び八潮市個人情報保護法施行条例（令和4年条例第26号）に基づき適切に取扱い、「教育活動上必要な範囲」に限り、利用することとします。
- ❖ 「教育活用上必要な範囲」とは、以下のように、教職員、教育委員会が児童・生徒一人一人を適切に支援することを目的とした範囲です。

- ・ 学習状況や習熟度を把握し、児童・生徒一人一人に合わせた個別最適な学習指導を実現させるため。
- ・ 児童・生徒一人一人の実態や学習進度に応じた学習課題の出題により、学習内容の効果的な習得・定着を図ること。
- ・ 教員の授業改善、教育施策の課題の検証や企画立案を行うこと。
- ・ 児童生徒の健康状態、家庭環境等を把握し支援に役立てるため。

- ❖ 上記の通り、Chromebook を活用して収集される教育データは、教育外の目的では使用しません。
- ❖ 本市の児童・生徒の学習支援等に係る研究を大学研究機関等と行う場合、個人を特定できない状態で、かつ、データの取り扱いについて覚書を結んだ上で、教育データを提供することがあります。
- ❖ Chromebook は学習目的で貸与しているものであることから、検索・閲覧履歴につきましては、児童・生徒一人一人の健全な成長を期して、万一の際、教育委員会が把握することができる機能を有しています。

※個人情報の登録を希望されない場合等については、学校までご連絡ください。

- ❖ 教育データの利用目的やデータの取扱いの詳細につきましては、下記のとおりです。

①主に学習 e ポータル（例：まなびポケット）に係るもの

〔利用目的〕

- ・ 児童・生徒の様々なツールを活用した学習状況・健康状態等を一元的に把握して、学習指導・生活指導等を充実させるため。

〔サービス概要〕

- ・ 本ツールを活用することで、児童・生徒が学習に使用する各種コンテンツにアクセスしやすくなり、また、教員が児童・生徒の学習状況・健康状態を一元的に把握できるようになります。

〔本ツールで扱う主な個人情報〕

- ・ 氏名、学年、組、出席番号
- ・ 児童・生徒の学習状況、健康状態、教員からのコメント ・ アクセスログ

〔データの収集方法〕

- ・ 児童・生徒本人が、本ツールから学習に使用する各種コンテンツを利用すること及び健康状態等を入力することにより、データ収集されます。

〔保存期間〕

- ・ データは在学期間中に限り保存するものとし、卒業時（または転出時）に削除します。

②主に協働学習支援ツール（例：Google Workspace for Education, スクールタクト）に係るもの

〔利用目的〕

- ・児童・生徒の学習状況を把握して、学習指導を充実させるため。

〔サービス概要〕

- ・本ツールを活用することで、児童・生徒が授業や家庭学習において、各自の端末で作成した成果物を提出したり、児童・生徒が互いに共有しコメントをし合ったりするなど、対話的な学び、協働的な学習を行うことができます。

〔本ツールで扱う主な個人情報〕

- ・氏名、学年、組、出席番号・児童・生徒が各自の端末で作成する成果物・共有された成果物に対するコメント

〔データの収集方法〕

- ・本人が成果物を提出したり、コメントを記入したりすることによりデータ収集されます。

〔保存期間〕

- ・データは在学期間中に限り保存するものとし、卒業時（または転出時）に削除します。

③主にデジタルドリル（例：e ライブラリ）に係るもの

〔利用目的〕

- ・児童・生徒の学習履歴から個人及びクラス・学年での学習状況や習熟度を把握し、個別最適な学習指導を行うため。

〔サービス概要〕

- ・本ツールを活用することで、児童・生徒が自分の習熟度に合った問題を解くことができます。また、児童・生徒自身が自らの学習履歴等を確認し、得意・不得意な分野を把握することができます。

〔本ツールで扱う主な個人情報〕

- ・氏名、学年、組、出席番号・児童・生徒の学習履歴、学習時間、解答内容、採点結果

〔データの収集方法〕

- ・児童・生徒本人が、学習問題にアクセスし解答することで、データ収集されます。

〔保存期間〕

- ・データは在学期間中に限り保存するものとし、卒業時（または転出時）に削除します。

④主にアンケートツール（例：Google Form）に係るもの

〔利用目的〕

- ・児童・生徒（保護者を含む）の意見や状況を踏まえて、教員が効果的な学習指導・生活指導を行うため。

〔サービス概要〕

- ・本ツールを活用することで、教員による効果的な学習・生活指導、クラス・学校運営等のために、児童・生徒（保護者を含む）の意見や健康状態等を収集することができる。

〔本ツールで扱う主な個人情報〕

- ・氏名・児童・生徒（保護者を含む）の回答情報、健康状態、家庭環境等

〔データの収集方法〕

- ・回答者がアンケートに回答することにより、データは収集されます。

〔保存期間〕

- ・データは卒業または転出してから12か月後に削除します。

- ❖ 「Google Workspace for Education」の使用にあたっては、下記リンクでその内容をご確認ください。

[「保護者の皆様への Google Workspace for Education に関するお知らせ」](#)

- ❖ 本市では、タブレットPCにソフトウェア・アプリを提供する業者との間において、
「契約の履行に関して知り得た機密及び業務上の情報を第三者に漏らし、又はこの契約の履行以外の目的に利用しないこと」、「契約が終了し、又は、解除された後も同様とすること」と定めております。

12 同意書の提出について

- ❖ Chromebook 及びそれに付随する学習用コンテンツ等を使用するには、本手引きの内容についてご理解いただき、別途通知文に基づき同意書の提出をお願いします。
- ❖ なお、本手引きの内容の改正（小規模で合理的かつ必要な範囲内の改正を除く。）を行う場合においては、改正の内容及び取扱いについて教育委員会の指定する方法で説明するものとします。

【問い合わせ先】教育総務課学校 ICT 推進係



048-951-5671

13 家庭における接続方法（Chromebook に Wi-Fi を接続する方法）

最初に接続をする Wi-Fi 機器の電源が入っていることを確認してください。

- ①Chromebook を起動し、画面右下の○のところをタップし、次に□のところをタップしてください。



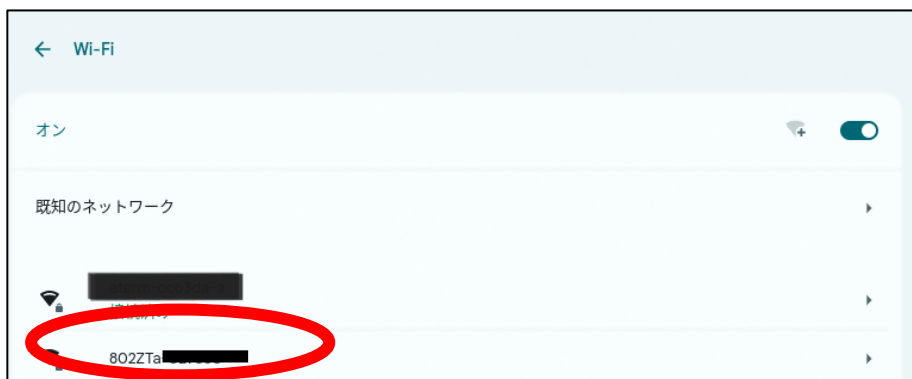
□は「歯車の形」をしたところになります。

○は「扇の形」をしたところになります。

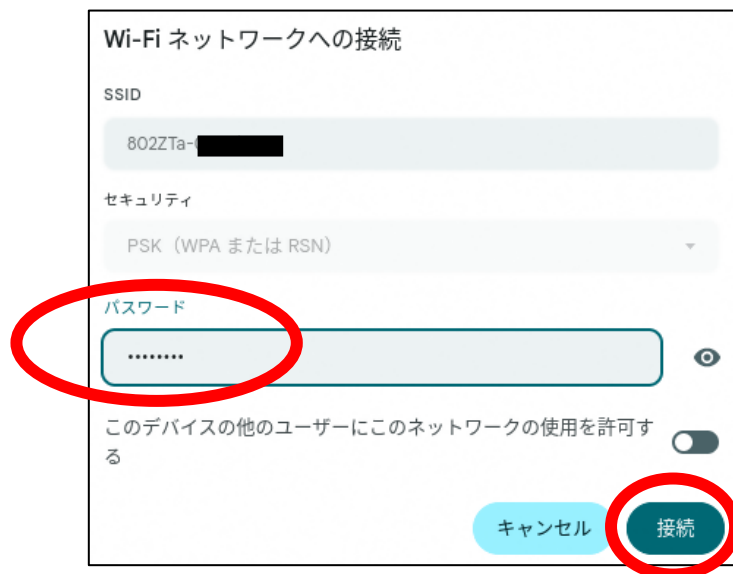
- ②Wi-Fi をタップします。



- ③既知のネットワークの下から接続しようとするネットワークを確認して、「接続する Wi-Fi 機器」をタップしてください。



④接続する Wi-Fi 機器のパスワードを入力し、「接続」をタップしてください。



Wi-Fi ネットワークへの接続

SSID

802ZTa- [redacted]

セキュリティ

PSK (WPA または RSN)

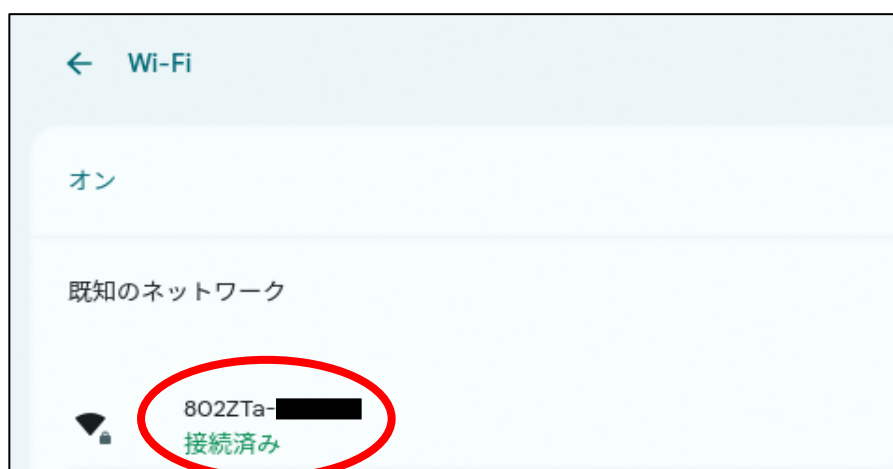
パスワード

.....

このデバイスの他のユーザーにこのネットワークの使用を許可する ☐

キャンセル 接続

⑤表示が「接続済み」に変わったら接続ができました。



※次回起動時に、「ネットワークは利用できません」が表示された場合には、もう一度この作業をしてください。

14 八潮市 GIGA スクール構想に関する Q&A について

【G I G A スクール構想】

Q 1 「G I G A スクール構想」とは何ですか。

A 文部科学省が提唱する「全国の児童・生徒向けの 1 人 1 台端末と、学校における高速大容量のネットワークを一体的に整備し、多様な子どもたちを誰 1 人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育を実現させる構想」です。

【G I G A 端末 (Chromebook) 】

Q 2 端末の利用について費用はかかりますか。

A 端末は学習目的のために無償で貸与します。ただし、家庭のネットワークに接続した場合の通信費用等は各家庭の負担となります。

Q 3 端末はいつまで借りることができますか。

A 端末は 1 人に 1 台専用のものを貸与し、小学校では最長 6 年間、中学校では最長 3 年間同じものを使い、卒業時に返却していただきます。なお、転校などで児童・生徒が通学する学校での在籍期間が終了する際は、学校へ返却をお願いします。

Q 4 端末は家族が使用してもいいのですか。

A 端末は、学習活動用として児童・生徒に貸与するため、児童・生徒本人以外は使用できません。

Q 5 端末の仕様や特徴について教えてください。

A 市で貸与する端末はレノボ製のクロームブックです。バッテリー持ちがよく、耐久性に優れており、クラウドサービスを利用することにより、高いセキュリティが保たれます。

Q 6 端末のログインはどのようにすればよいですか。

A 児童・生徒に配布している ID とパスワードでログインしてください。ID とパスワードは、1 人に 1 つ発行しています。

Q 7 端末やアプリの操作が分からなくなった場合はどうすればよいですか。

A 学校にお問い合わせください。

Q 8 有害サイトへのアクセスは制限するのですか。

A フィルタリングソフトにより、学習に不適切なサイトへのアクセスを制限するように設定しています。

Q 9 端末の充電は学校でできますか。

A 基本的には、学校の教室内に設置している充電保管庫で行います。家庭に持ち帰る場合は、各家庭での充電をお願いする場合があります。

Q 10 充電器は何を使用してもいいのですか。

A 家庭に持ち帰る場合などは、附属されている充電ケーブルも併せて貸し出すことができます。また、一時的な持ち帰りや緊急的に充電が必要となったときは、家庭で所有している充電ケーブルの使用が可能です。(USB Type-C。出力の小さい充電器では充電できない場合があります)

Q 11 学校以外のネットワークに接続することはできますか。

A 家庭や一般のネットワークに接続することが可能ですが、原則各家庭でのみ使用することとします。ネットワークへの接続方法については、別にお知らせする通知をご確認ください。

【G I G A端末の故障等】

Q12	端末の動作に不具合が生じた場合はどうすればよいですか。
A	学校にお問い合わせください。
Q13	故障や破損、紛失、盗難等の事由が生じた場合はどうすればよいですか。
A	速やかに学校に申し出てください。学校を通じて、修理等の手続または代替機の貸与を実施します。なお、故障と判断しても、勝手に修理はしないでください。故意や過失による破損等の場合は、実費を負担していただく場合があります。また、盗難等の被害にあった場合は、警察に届け出て、その証明を受けてください。
Q14	実費を負担することとなる場合はどのような場合ですか。
A	雨の日にかばんや袋に入れず濡れて壊してしまった場合や、故意に蹴り飛ばしたり、ふざけて投げて落としたり、振り回して壁にぶつけるなど、通常とは異なる取扱いにより端末を破損等させた場合を想定しています。また、自宅や外出先での紛失などについても、対象となります。

【持ち帰り学習】

Q15	端末をどのような学習場面で使用するのですか。
A	端末と「Google Workspace for Education」の各種サービス等を組み合わせることで、これまでは実施することが難しかった学習に取り組むことができます。また、自然災害や感染症等による学校の臨時休業等の緊急時においても、子どもたちの学びを継続させるためのツールとして活用します。
Q16	端末は学校で保管するのではなく、家庭へ持ち帰るのですか。
A	今後は、学習ソフトやオンラインを活用した家庭学習、また連絡や宿題等の配付物のデジタルへの移行が考えられるため、必要に応じて端末を家庭に持ち帰る場合があります。子どもたちが端末をノートや鉛筆と並ぶ「学び」のツールとして使いこなすための一貫した取組となります。
Q17	持ち帰り学習時の端末は、どこで使用してもいいのですか。
A	端末は原則各家庭でのみ使用することとします。
Q18	持ち帰り学習時の端末は、何を使用していいのですか。
A	端末は市から貸与したもののみ使用してください。
Q19	持ち帰り学習をするメリットは、何ですか。
A	学校だけでなく、家庭においても端末での入力・操作に慣れ、「学び」のツールとして活用し、学習の基盤となる「情報活用能力」を育むことに繋がります。また、臨時休業等の際には、学びの保障の手段としても考えています。

【モバイルルーター】

Q20	モバイルルーターは誰でも借りることができますか。
A	家庭にインターネット接続回線がない場合は対象となります。なお「インターネット接続回線がない場合」とは、家庭にWi-Fi環境がない場合のほかに、Wi-Fi環境があっても通信会社との契約により上限が設けられているなど、特別な事情がある場合をいいます。
Q21	モバイルルーターの機種は何ですか。
A	富士ソフト(株)製の「FS030W」となります。
Q22	モバイルルーターを借りた場合の通信費用は誰が支払うのですか。

A	市で貸与を行うのはモバイルルーターと充電ケーブルとなります。インターネット接続に伴う回線（SIM）契約や通信費用等は、借用された各家庭で行っていただきます。対応するSIMカードは、microSIMカードとなります。
Q23	なぜ、モバイルルーターをWi-Fiのない家庭にのみ貸し出すのですか。
A	市では、全ての児童・生徒が、平等に持ち帰り学習することを想定しています。持ち帰り学習を平等に行うためには、全ての家庭にWi-Fi環境が必要です。1人でもWi-Fi環境のない児童・生徒がいれば、クラス全員が持ち帰ることができず、平等な学習ができないことから、Wi-Fi環境のない家庭に対してのみ、モバイルルーターを貸与します。
Q24	スマートフォンのテザリングによる接続はできますか。
A	テザリングによる接続は可能ですが、スマートフォンの機種やプランによっても可能かどうか異なります。詳しくは契約している携帯電話会社にお問い合わせください。
Q25	モバイルルーターは、どこで使用してもいいのですか。
A	モバイルルーターは原則各家庭での学習にのみ使用することとします。
Q26	モバイルルーターの故障や動作不具合が生じた場合はどうすればよいですか。
A	速やかに学校に申し出てください。学校を通じて、修理等の手続または代替機の貸与を実施します。なお、故障と判断しても、勝手に修理はしないでください。故意や過失による破損等の場合は、実費を負担していただく場合があります。また、盗難等の被害にあった場合は、警察に届け出て、その証明を受けてください。

【学校の授業】

Q27	教科書は、今までどおり使用するのですか。
A	当面は、これまでどおり教科書を使用します。
Q28	授業の全てにおいて、端末を使用して行うのですか。
A	授業の中で、端末を使用することが適している場面で使います。これまでどおり文字を書いたり、ノートにまとめたりなどの学習も行います。